

沼津市スマート農業導入支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年4月1日

沼津市長 頼 重 秀 一

沼津市スマート農業導入支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、本市農業における農業生産性の向上、農業経営の安定と効率化及び農業者の担い手確保を図るため、スマート農業技術の導入に係る費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、沼津市補助金交付規則（昭和62年沼津市規則第4号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「スマート農業技術」とは、ロボット、AI、IoTなど先端技術を活用して超省力及び高品質生産を実現する農業の技術をいう。

(補助対象事業等)

第3条 補助の対象となる事業区分、事業の内容、補助対象者、補助対象経費及び補助率等は、別表に定めるとおりとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業を実施しようとする日までに、沼津市スマート農業導入支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 見積書又は金額の根拠がわかるもの
- (3) カタログ等の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、沼津市スマート農業導入支援事業補助金交付

決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第6条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定をするときは、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。

ア 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするとき。

イ 補助事業を中止又は廃止しようとするとき。

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときにおいては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。

(3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間（同令に定めがない財産については、市長が別に定める期間）内において、市長の承認を受けずに、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

(4) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。

(5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。

（軽微な変更）

第7条 前条第1号及び次条第1項に定める軽微な変更とは、次に掲げる変更をいう。

(1) 事業費の2割以内の減額

(2) 事業費に変更のない、機種や設置場所等の変更

(3) その他市長が軽微な変更と認めたもの

（変更の承認申請）

第8条 第5条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、申請内容を変更（軽微な変更を除く。）しようとするときは、沼津市スマート農業導入支援事業補助金変更交付申請書（第4号様式。以下「変更交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 変更事業計画書（第2号様式）

- (2) 変更事項が確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の変更交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、沼津市スマート農業導入支援事業補助金変更交付決定通知書（第5号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助金の交付に係る事業（以下「交付対象事業」という。）が完了したときは、沼津市スマート農業導入支援事業補助金実績報告書（第6号様式。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、事業が完了した日から30日以内又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業の実施が確認できる写真
- (2) 支払いが確認できるものの写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを審査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、沼津市スマート農業導入支援事業補助金交付額確定通知書（第7号様式。以下「確定通知書」という。）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 前条の規定により確定通知書を受けた補助事業者は、速やかに沼津市スマート農業導入支援事業補助金請求書（第8号様式）を、市長に提出するものとする。

2 市長は、必要があると認める場合は、補助金を概算払の方法により交付することができる。この場合において、補助事業者は、沼津市スマート農業導入支援事業補助金（概算払）請求書（第8号様式）を市長に提出するものとする。

（立入検査等）

第12条 市長は、交付対象事業について、必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告を求め、又は職員にその物件を検査させ、若しくは質問させることができる。

（補助金の返還）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付

の決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。
- (2) この要綱の規定により市長に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、補助事業の実施について、不正の行為があったとき。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、公示の日から施行する。

別表（第3条関係）

事業区分	事業の内容	補助対象者	補助対象経費	補助率等
スマート農業技術の活用による産地活性化事業	本市基幹作物の生産において、スマート農業技術の導入により、農作業の超省力や高品質生産を図り、収量増を目指す実証実験	富士伊豆農業協同組合	事業実施に要する費用（需用費、使用料及び賃借料、備品購入費その他市長が認めるもの）	補助率：2/3 上限額：200万円
スマート農業技術の活用による農作業省力化等事業	農作業の超省力や農産物の高品質生産を目的として、市内農業者が導入するスマート農業技術	本市に住所を有する個人、農業法人及び農業者が組織する団体で、かつ経営耕地面積が10a以上の者又は前年の農産物販売額が15万円以上あった者。 ただし、既に当該補助金の交付を受けたことがある者は、補助金の交付を受けた年度から起算して3年間は補助対象者から除く	農林水産省による「スマート農業技術カタログ」に掲載されているもの又はこれと同等の能力を有すると認められるものの導入に要する経費その他市長が認めるもの	補助率：1/2 上限額：50万円